

○環境省告示第二十一号

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境省告示第十三号）の一部を次のように改正し、令和元年十二月一日から適用する。

令和元年十月七日

環境大臣 小泉 進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

第一 検液の作成

一 埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）、鉍さい若しくはばいじん（一・四―ジオキサンの検定に係るものを除く。）、これらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（揮発性物質の検定に係るものを除く。）若しくは廃水銀等を処分するために処理したものの又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥（揮発性物質の検定に係るものを除く。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含まれる金属等（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行い、できるだけ速やかに三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のもの。以下同じ。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

第一 検液の作成

一 埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）、鉍さい若しくはばいじん（一・四―ジオキサンの検定に係るものを除く。）、これらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（揮発性物質の検定に係るものを除く。）若しくは廃水銀等を処分するために処理したものの又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥（揮発性物質の検定に係るものを除く。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含まれる金属等（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行って得られた試料液を三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のもの。以下同じ。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

試料	(略)
試料液	イ〜ハ (略) ニ イからハまでにおいて用いる容器の容積は溶媒の体積のおおむね二倍とする。混合後、できるだけ速やかに溶出の操作を行う。
溶出	(略)
備考	(略)

二 (略)

三 海洋投入処分を行おうとする廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿に係る検液は、有姿のまま採取した試料から必要な量（二百ミリリットル以上とする。）を共桂付メスシリンダー（容量一リットルのもの）に正確に計り取り、これに水を加えて全量を一リットルとし、この試料液を激しく振り混ぜて均質な状態とした後、速やかに検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、揮発性物質の検定に係る廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿にあつては、有姿のまま採取した試料（別表第三(イ)に規定する試料の取扱いに準じて取り扱う。）を検液とする。

試料	(略)
試料液	イ〜ハ (略) ニ イからハまでにおいて用いる容器の容積は溶媒の体積のおおむね二倍とする。
溶出	(略)
備考	(略)

二 (略)

三 海洋投入処分を行おうとする廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿に係る検液は、有姿のまま採取した試料から必要な量（二百ミリリットル以上とする。）を共桂付メスシリンダー（容量一リットルのもの）に正確に計り取り、これに水を加えて全量を一リットルとし、この試料液を激しく振り混ぜて均質な状態とした後、速やかに検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、揮発性物質の検定に係る廃酸若しくは廃アルカリ又は浮遊性のきょう雑物を除去した家畜ふん尿にあつては、有姿のまま採取した試料（別表第二(イ)に規定する試料の取扱いに準じて取り扱う。）を検液とする。

第二 検定の方法 (略)

<p>一 アルキル水銀化合物</p>	<p>昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(以下「水質環境基準告示」という。)付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号(以下「排水基準告示」という。)付表三に掲げる方法</p>
<p>二 水銀又はその化合物</p>	<p>(略)</p>
<p>三 カドミウム又はその化合物</p>	<p>イ 第一の一に掲げる検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇一〇一六)の五十五に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇一〇一六)の五十五の準備操作で参照することとしている日本工業規格K〇一〇二(二〇一〇一六)の五十二・二の備考六に定める方法を除く。海洋投入処分を行おうとする</p>

第二 検定の方法 (略)

<p>一 アルキル水銀化合物</p>	<p>昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(以下「水質環境基準告示」という。)付表三(同表に規定する「トルエン」は「ベンゼン」と読み替える。)及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号(以下「排水基準告示」という。)付表三に掲げる方法</p>
<p>二 水銀又はその化合物</p>	<p>(略)</p>
<p>三 カドミウム又はその化合物</p>	<p>イ 第一の一に掲げる検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇〇八)の五十五に定める方法(海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇〇八)の五十五・一に定める方法を除く。)</p>

<p>四 鉛又はその化合物</p>	<p>日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十四に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十</p>
	<p>無機性の汚泥に係る検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十五・一に定める方法を除く。)</p> <p>ロ 第一の二及び三に掲げる検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十五に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十五の準備操作で参照することとしている日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十二・二の備考六に定める方法を除く。日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十五・一に定める方法にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。)</p>

<p>四 鉛又はその化合物</p>	<p>日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十四に定める方法</p>
	<p>ロ 第一の二及び三に掲げる検液にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五・一に定める方法にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。)</p>

	四の準備操作で参照することとしている日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十二・二の備考六に定める方法を除く。)
五 有機燐(りん)化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、排水基準告示付表二に掲げる方法)
六 六価クロム化合物	別表第一に掲げる方法又は添加回収試験において回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下であるときに限り日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の六十五・二に定める方法(六十五・二・六に定める方法を除く。)
七 砒(ひ)素又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の六十一に定める方法(ただし、六十一の操作に定める予備還元の際

五 有機燐(りん)化合物	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、排水基準告示付表二に掲げる方法)
六 六価クロム化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の六十五・二に定める方法
七 砒(ひ)素又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の六十一に定める方法

	<p>のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)</p>
八 シアン化合物	<p>日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の三十八に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の三十八・一・一に定める方法を除く。)</p>
九 PCB	<p>水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三(二〇〇六)に定める方法(海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第二に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量(例えば二ミリリットル)まで濃縮するものとする。)</p>

八 シアン化合物	<p>日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の三十八に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の三十八・一・一に定める方法を除く。)</p>
九 PCB	<p>水質環境基準告示付表四に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三(二〇〇六)に定める方法(海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち、ヘキサン抽出、アルカリ分解及び抽出液の濃縮を別表第一に掲げる方法により行うものとし、シリカゲルカラムクロマト管による妨害物質の除去操作を行った後の溶液は検定が可能な定量限界が得られる量(例えば二ミリリットル)まで濃縮するものとする。)</p>

<p>一〇 トリクロロエチレン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>別表第四</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K</u></p>
---------------------	--

<p>一〇 トリクロロエチレン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K</u></p>
---------------------	--

	〇一二五(二〇一六)の五・一に定める方法
一 テトラクロロエチレン	<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ニ 海洋投入処分を行おうとする有</p>

	〇一二五(一九九五)の五・一に定める方法
一 テトラクロロエチレン	<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ニ 海洋投入処分を行おうとする有</p>

	機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本工業規格 K ○一二五 (二〇一六) の五・一に定める方法
一二 ジクロロメタン	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本工業規格 K ○一二五 (二〇一六) の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本工業規格 K ○一二五 (二〇一六) の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本工業規格 K ○一二五 (二〇一六) の五・一に定める方法</p>

	機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本工業規格 K ○一二五 (一九九五) の五・一に定める方法
一二 ジクロロメタン	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本工業規格 K ○一二五 (一九九五) の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、日本工業規格 K ○一二五 (一九九五) の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本工業規格 K ○一二五 (一九九五) の五・一に定める方法</p>

二三 四塩化炭素

イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法

ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第四に掲げる方法又は日本工業規格 K

二三 四塩化炭素

イ 第一の三に掲げる検液にあつては、日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法

ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第二に掲げる方法又は日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、別表第二に掲げる方法又は日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法

ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、別表第三に掲げる方法又は日本工業規格 K

一五 一・一―ジクロロ エチレン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、 <u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u> の五・一に定める方法
一四 一・二―ジクロロ エタン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、 <u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u> の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、 <u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u> の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、 <u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u> の五・一に定める方法

一五 一・一―ジクロロ エチレン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、 <u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u> の五・一に定める方法
一四 一・二―ジクロロ エタン	イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、 <u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u> の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、 <u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u> の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法 ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、 <u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u> の五・一に定める方法

<p>一六 シスー・ニジ クロロエチレン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p>
	<p>泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一に定める方法</p>

<p>一六 シスー・ニジ クロロエチレン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p>
	<p>泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一に定める方法</p>

<p>一七 一・一・一―トリ クロロエタン</p>	<p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一に定める方法</p>
<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p>

<p>一七 一・一・一―トリ クロロエタン</p>	<p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一に定める方法</p>
<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p>

<p>一八 一・一・二―トリ クロロエタン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五（二〇一六）</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五（二〇一六）</u>の五・一、五・二</p>	<p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五（二〇一六）</u>の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>別表第四</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五（二〇一六）</u>の五・一に定める方法</p>
-------------------------------	--	--

<p>一八 一・一・二―トリ クロロエタン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五（一九九五）</u>の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法</p> <p>ロ 埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五（一九九五）</u>の五・一、五・二</p>	<p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五（一九九五）</u>の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格K〇一二五（一九九五）</u>の五・一に定める方法</p>
-------------------------------	--	--

<p>一九一・三―ジクロロ プロペン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)</u> の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無</p>
	<p>、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)</u> の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>別表第四</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)</u> の五・一に定める方法</p>

<p>一九一・三―ジクロロ プロペン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)</u> の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無</p>
	<p>、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあつては、<u>別表第二</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)</u> の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法</p> <p>ニ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>別表第三</u>に掲げる方法又は<u>日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)</u> の五・一に定める方法</p>

	<p>機性の汚泥にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(二〇一六)</u>の五・一に定める方法</p>
二〇 チウラム	<p>水質環境基準告示付表五に掲げる方法(第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第五に掲げる方法により行うものとする。)</p>
二一 シマジン	<p>水質環境基準告示付表六に掲げる方</p>

	<p>機性の汚泥にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、<u>日本工業規格K〇一二五(一九九五)</u>の五・一に定める方法</p>
二〇 チウラム	<p>水質環境基準告示付表五に掲げる方法(第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあつては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第四に掲げる方法により行うものとする。)</p>
二一 シマジン	<p>水質環境基準告示付表六に掲げる方</p>

<p>二二 チオベンカルブ</p>	<p>水質環境基準告示付表六に掲げる方法（第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第五に掲げる方法により行うものとする。）</p>
<p></p>	<p>法（第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第五に掲げる方法により行うものとする。）</p>

<p>二二 チオベンカルブ</p>	<p>水質環境基準告示付表六に掲げる方法（第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第四に掲げる方法により行うものとする。）</p>
<p></p>	<p>法（第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、同方法の試験操作のうち前処理における試料の量を百ミリリットルとし、海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、同方法の試験操作のうち前処理を別表第四に掲げる方法により行うものとする。）</p>

<p>二三 ベンゼン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)</u> の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、<u>日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)</u> の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、<u>日本工業規格 K〇一二五 (二〇一六)</u> の五・一に定める方法</p>
<p>二四 セレン又はその化合物</p>	<p><u>日本工業規格 K〇一〇二 (二〇一六)</u> の六十七に定める方法 (海洋投入処分を行おうとする汚泥にあっては、<u>日本工業規格 K〇一〇二 (二〇一六)</u> の六十七・一に定める方法を除</p>

<p>二三 ベンゼン</p>	<p>イ 第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、<u>日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)</u> の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法</p> <p>ロ 海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、<u>日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)</u> の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法</p> <p>ハ 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、<u>日本工業規格 K〇一二五 (一九九五)</u> の五・一に定める方法</p>
<p>二四 セレン又はその化合物</p>	<p><u>日本工業規格 K〇一〇二 (二〇〇八)</u> の六十七に定める方法 (海洋投入処分を行おうとする汚泥にあっては、<u>日本工業規格 K〇一〇二 (二〇〇八)</u> の六十七・一に定める方法を除</p>

	く。)
二五 有機塩素化合物	別表第六に掲げる方法で得られた検液について、日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の三十五・三に定める方法
二六 銅又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十二に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十二・一に定める方法(海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の場合に限る。)及び準備操作のうち日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十二・二の備考六に定める方法を除く。)
二七 亜鉛又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十三に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十三の準備操作で参照することとしている日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十二・二の備考六に定め

	く。)
二五 有機塩素化合物	別表第五に掲げる方法
二六 銅又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十二に定める方法(海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあつては、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十二・一に定める方法を除く。)
二七 亜鉛又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十三に定める方法

	る方法を除く。)
二八 弗(ふつ)化物	日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の三十四に定める方法(三十四・四のうちF I A法を用いる場合にあつては、三十四・一の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。)
二九 ベリリウム又はその化合物	(略)
三〇 クロム又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の六十五・一に定める方法
三一 ニッケル又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十九に定める方法(日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十九の準備操作で参照することとして、いる日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十二・一の備考六に定める方法を除く。)
三二 バナジウム又はそ	日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)

二八 弗(ふつ)化物	別表第六に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の三十四に定める方法
二九 ベリリウム又はその化合物	(略)
三〇 クロム又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の六十五・一に定める方法
三一 ニッケル又はその化合物	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十九に定める方法
三二 バナジウム又はそ	日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)

の化合物	〕の七十に定める方法
三三 フェノール類	日本工業規格K〇一〇二一(二〇一六 〕の二十八・一に定める方法(二十 八・一・二の備考四、備考五及び二 十八・一・三に定める方法を除 く。)
三四 一・四―ジオキサ ン	(略)
備考	<p>1 汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの(海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥を除く。)の検定に係る第一〇号から第一九号まで、第二三号及び第三四号の下欄に掲げる方法(別表第三に掲げるものを除く。)の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第三(イ、ロ及びハ)の規定により行うものとし、試験操作に用いる水は第一の表の試料液の項のイに規定するものとする。この場合において、別表第三(ロ)中「汚泥」とあるのは「汚泥又はばいじん」と、同表(ハ)中「埋立処分(海面埋立処分を除く。)を行おうとする汚泥又はこれを処分するために処理</p>

の化合物	〕の七十に定める方法
三三 フェノール類	日本工業規格K〇一〇二一(二〇〇八 〕の二十八・一に定める方法
三四 一・四―ジオキサ ン	(略)
備考	<p>1 汚泥及びばいじん並びにこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの(海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥を除く。)の検定に係る第一〇号から第一九号まで、第二三号及び第三四号の下欄に掲げる方法(別表第二に掲げるものを除く。)の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二(イ、ロ及びハ)の規定により行うものとし、試験操作に用いる水は第一の表の試料液の項のイに規定するものとする。この場合において、別表第二(ロ)中「汚泥」とあるのは「汚泥又はばいじん」と、同表(ハ)中「埋立処分(海面埋立処分を除く。)を行おうとする汚泥又はこれを処分するために処理</p>

したもの」とあるのは「埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする汚泥若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分を行おうとする汚泥を処分するために処理したもの」とあるのは「海面埋立処分を行おうとする汚泥又はばいじんを処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分を行おうとする汚泥又は海洋投入処分」とあるのは「海面埋立処分を行おうとする汚泥若しくはばいじん又は海洋投入処分」と読み替えるものとする。

- 2 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表第四に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第四（イ及びロ）の規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本工業規格 K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水に、マイクロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・

したもの」とあるのは「埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする汚泥若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分を行おうとする汚泥を処分するために処理したもの」とあるのは「海面埋立処分を行おうとする汚泥又はばいじんを処分するために処理したもの」と、「海面埋立処分を行おうとする汚泥又は海洋投入処分」とあるのは「海面埋立処分を行おうとする汚泥若しくはばいじん又は海洋投入処分」と読み替えるものとする。

- 2 海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の検定に係る第一〇号から第一九号まで及び第二三号の下欄に掲げる方法（別表第三に掲げるものを除く。）の試験操作については、試料の取扱い及び試料の作成を別表第三（イ及びロ）の規定により行うものとし、当該試料を別表第八に掲げる方法により調製して得られたメタノール抽出液（十マイクロリットルから百マイクロリットルとする。）を、日本工業規格 K〇一二五（一九九五）の五・一に定める方法において用いることとされている試料の量と同量の水に、マイクロシリンジを用いて加えたものを試験操作の試料に用いることとし、試験操作に用いるガスクロマトグラフ質量分析計は揮発性物質の定量限界が〇・〇五ナノグラムから〇・

一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充填剤を用いるものとする。

第三 濃度の算出

(略)

第四 ダイオキシン類に係る検定方法

(略)

別表第一

(一) 試薬

イ 水酸化ナトリウム溶液 (四十グラム毎リットル)

日本工業規格 K 八五七六に規定する水酸化ナトリウム四グラムを水に溶かして百ミリリットルとする。

ロ 硫酸 (二十三十五)

日本工業規格 K 八九五一に規定する硫酸を用いて調製する。

一ナノグラムであるものとし、検量線の作成については、試験操作において用いたメタノール抽出液と同量の検量線用標準溶液を水に加えたものを用いることとする。ガスクロマトグラフ質量分析計においてメタノールによる支障が認められる場合には、メタノールが吸着されにくいトラップ管充填剤を用いるものとする。

第三 濃度の算出

(略)

第四 ダイオキシン類に係る検定方法

(略)

(新規)

ハ 硫酸（二十九）

日本工業規格 K 八九五一に規定する硫酸を用いて調製する。

ニ ジフエニルカルバジド溶液（十グラム毎リットル）

日本工業規格 K 八四八八に規定する一・五―ジフエニルカルボノヒドラジド（ジフエニルカルバジド）一グラムを日本工業規格 K 八〇三四に規定するアセトン百ミリリットルに溶かし、日本工業規格 K 八三五五に規定する酢酸一滴を加えて酸性とする。褐色ガラス瓶に入れ、摂氏零から十度の暗所に保存する。二週間は安定である。

ホ 六価クロム標準原液（注一）

日本工業規格 K 八〇〇五に規定する容量分析用標準物質のニクロム酸カリウムを摂氏百五十度で約一時間加熱し、デシケータ―中で放冷する。ニクロム酸カリウム百パーセントに対してその〇・二八三グラムをとり、少量の水に溶かし、全量フラスコ千ミリリットルに移し入れ、水を標線まで加える。（この溶液一ミリリットルは六価クロム十マイクログラムを含む。）

ヘ 六価クロム標準液

六価クロム標準原液二十ミリリットルを全量フラスコ千ミリリットルにとり、水を標線まで加える。

(二) 器具及び装置

イ 光電光度計又は光電分光光度計

(三) 試験操作

イ 検液の発色及び測定

(イ) 検液の適量をビーカーにとり、検液が酸性の場合には、水酸化ナトリウム（四十グラム毎リットル）で、また、アルカリ性の場合、硫酸（二十三・五）で中和する。

(ロ) ビーカーの溶液を全量フラスコ五十ミリリットル（A）に移し入れ、ジフェニルカルバジド溶液二ミリリットルを加え、振り混ぜる。

(ハ) 硫酸（二十九）二・五ミリリットルを加え、直ちに振り混ぜた後、水を標線まで加え、約五分間放置する。

(ニ) 空試験としてジフェニルカルバジド溶液を除く全ての試薬を含む検液を（イ）～（ハ）の操作により全量フラスコ五十ミリリットル（B）に作成する。

(ホ) 全量フラスコ（A）の溶液の一部を吸収セルに移し、全

量フラスコ (B) を対照液として波長五百四十ナノメートル付近の吸光度を測定する。

ロ 検液中の六価クロムの重量の算出

イにより算出した吸光度から四により作成した検量線を用いて六価クロムの量を求め、検液中の六価クロムの濃度を算出する。

四) 検量線の作成

六価クロム標準液一ミリリットルから二十五ミリリットルまでを全量フラスコ五十ミリリットルに段階的に採り、これにそれぞれ水を加えて約四十ミリリットルとした後、(三イ) (ロ) 及び (ハ) と同じ操作を行い、水四十ミリリットルを別の全量フラスコ五十ミリリットルに採ったものについて、(三イ) (ロ) 及び (ハ) の操作を行つた溶液を対照液として吸光度を測定し、六価クロムの量と吸光度との関係線を作成する。

(注一) このほか、国家計量標準 (計量法第三百二十四条) に規定するトレーサビリティが確保されたもの又はそれを一定濃度に薄めたものを用いることができる。

備考

- 1 検液に含まれる妨害物質が発色に影響を及ぼさないことを確認するために、添加回収試験を行う。添加する量は、元の液に含まれる濃度の二倍程度（又は基準値付近の濃度）とし、回収率が八十パーセント以上百二十パーセント以下となることが望ましい。
- 2 試料に含まれる妨害物質による影響は、日本工業規格 K0102 (2016) 六十五・二・一の備考9の操作又は日本工業規格 K0400—六十五—二十に定める方法により除去する。
- 3 検液に試薬を添加した際に、懸濁物質が生じることがある。この場合はろ過して取り除く。
- 4 この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

別表第二

(略)

別表第三

(略)

別表第四

別表第一

(略)

別表第二

(略)

別表第三

(一) 試薬

イ・ロ (略)

ハ ヘキサン

別表第三(一)ロに定めるもの

ニ (略)

ホ トリクロロエチレン標準液

別表第三(一)ニに定めるもの

ヘ テトラクロロエチレン標準液

別表第三(一)トに定めるもの

ト 四塩化炭素標準液

別表第三(一)ヌに定めるもの

チ 一・一・一トリクロロエタン標準液

別表第三(一)リに定めるもの

リ 一・一・二トリクロロエタン標準液

別表第三(一)ヨに定めるもの

ヌ 混合標準液

(一) 試薬

イ・ロ (略)

ハ ヘキサン

別表第二(一)ロに定めるもの

ニ (略)

ホ トリクロロエチレン標準液

別表第二(一)ニに定めるもの

ヘ テトラクロロエチレン標準液

別表第二(一)トに定めるもの

ト 四塩化炭素標準液

別表第二(一)ヌに定めるもの

チ 一・一・一トリクロロエタン標準液

別表第二(一)リに定めるもの

リ 一・一・二トリクロロエタン標準液

別表第二(一)ヨに定めるもの

ヌ 混合標準液

別表第三(一)タに定めるもの

(二) 器具及び装置

イ ホ (略)

ハ マイクロシリンジ

別表第三(一)チに定めるもの

ト ガスクロマトグラフ

別表第三(一)リに定めるもの

(三) 試験操作

イ 試料の取扱い

別表第三(三)イに準じて取り扱う。

ロ ハ (略)

(四) 検量線の作成

(略)

備考

この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定めのないものについては、別表第三及び日本工業規格に定めるところによる。

別表第二(一)タに定めるもの

(二) 器具及び装置

イ ホ (略)

ハ マイクロシリンジ

別表第二(一)チに定めるもの

ト ガスクロマトグラフ

別表第二(一)リに定めるもの

(三) 試験操作

イ 試料の取扱い

別表第二(三)イに準じて取り扱う。

ロ ハ (略)

(四) 検量線の作成

(略)

備考

この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定めのないものについては、別表第二及び日本工業規格に定めるところによる。

別表第五

(略)

(削る)

別表第六

(一) 試薬

イ ヘキサン

ロ 硫酸ナトリウム (無水)

硫酸ナトリウム (無水) 百グラムにヘキサン五十ミリリットルを加えて振り混ぜ、ろ別し、残留物に再びヘキサン二十五ミリリットルを加えて振り混ぜ、ろ別した残留物を風乾したもの

ハ ソジウムビフェニル有機溶媒溶液

ガラス製又はポリエチレン製の容器に封入されたものであって、有効期間を過ぎていないもの (保存する場合には、冷暗所で保存する。)

ニ 二酸化炭素ガス

空試験を行い、測定値に影響を及ぼさない純度のもの

(二) 器具及び装置

別表第四

(略)

別表第五

(新設)

イ 全量フラスコ

容量二十五ミリリットル、百ミリリットル、二百ミリリットル、五百ミリリットル及び千ミリリットルのもの

ロ 共栓付三角フラスコ

容量百ミリリットル及び二百ミリリットルのもの

ハ 共栓付遠沈管

容量百ミリリットルのもの

ニ 分液ロート

容量百ミリリットル、二百ミリリットル及び五百ミリリットル以上千ミリリットル以下のもの（ソジウムピフェニル有機溶媒溶液を添加する際にはガラス製コックのものを使用すること）

ホ 遠心分離機

ヘ ろ紙五種 B

日本工業規格 P三八〇一に定めるものであって、十分に洗浄し塩化物イオンの測定に影響を及ぼさないもの

(三) 試験操作

イ ヘキサン抽出

(イ) 有機性の汚泥にあつては、有姿のまま採取し、小石等の異物を除去し、均質な状態としたもの二十五グラムを共栓付三角フラスコ（容量二百ミリリットルのもの）あるいは共栓付遠沈管（容量百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、これにヘキサン五十ミリリットルを加えて五分間振り混ぜた後、千重力加速度以上で十分間遠心分離を行い、ヘキサン層を分液ロート（容量二百ミリリットルのもの）に移し、残留物をもとの容器に戻し、ヘキサン五十ミリリットルを加え、同様の抽出操作を繰り返し、分離したヘキサン層を先の分液ロートに合わせる。

無機性の汚泥にあつては、第一の一の検液百二十五ミリリットル、廃酸又は廃アルカリにあつては、第一の三の検液の適量（試料百二十五ミリリットルを含む量）を分液ロートA（容量五百ミリリットル以上千ミリリットル以下のもの）に採り、ヘキサン五十ミリリットルを加え、十分間振り混ぜ、静置した後（必要があれば遠心分離を行う。）水層を分液ロートB（容量五百ミリリットル以上千ミリリットル以下のもの）に移し、ヘキサン五十ミリリットルを分液ロートBに加え、同様の抽出操作を繰り返し、分離したヘキサン層を分液ロートAに合わ

せる。

(ロ) ヘキサン層を水十ミリリットルで三回から五回水洗いし、十分に水を分離した後、共栓付三角フラスコ（容量百ミリリットルのもの、あらかじめ乾燥したもの）に移し、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水する。次に脱水したヘキサン溶液を全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に移し、残留物を少量のヘキサンので洗い、洗液を全量フラスコに合わせ（注二）、ヘキサン溶液をヘキサンで標線まで薄める。

ロ 水による逆抽出

全量フラスコからヘキサン抽出液十ミリリットル以上五十ミリリットル以下を分液ロートC（容量百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、ソジウムピフェニル有機溶媒溶液二・五ミリリットル以上を加え、ヘキサン溶液に青緑色が残ることを確認した後（青緑色が消える場合は、更にソジウムピフェニル有機溶媒溶液二・五ミリリットルを加える。青緑色が残るまで繰り返す。）、室温で五分間放置する。次にこのヘキサン溶液に水二十ミリリットルを加えて振り混ぜる。パスツールピペットあるいはガラス管等を用い、二酸化炭素ガスを水素イオン濃度指数が八以上九以下となるまで水層に通

気し、溶液を中和する。静置した後、水層を分液ロートD（容量百ミリリットルのもの）に移し、これにヘキサン二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を全量フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）に移す。分液ロートCのヘキサン層に水十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を先の全量フラスコに合わせ、水で標線まで薄める。（濁りがある場合は、ろ紙五種Bを用いてろ過した後、薄める。）

ハ ロの操作の空試験

ロの操作で用いたヘキサン抽出液と同量のヘキサンについて、ロの操作と同様の操作を行う。

ニ 溶媒の除去（注二）

ロの水による逆抽出液の十ミリリットルを五十ミリリットルのビーカーに移し、ホットプレート上で加熱し溶存するヘキサン溶媒を揮散させ、放冷後、二酸化炭素ガスを水素イオン濃度指数が八以上九以下となるまで水層に通気し、全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）で二十五ミリリットルに定容し試験溶液とする（注三）。

（注二） 廃棄物に硫化物が含まれている場合、水洗いの際に、過酸化水素を含む溶液を用いて洗浄を行い硫化

備考

この検定方法における用語その他の事項でこの検定方法に定め
ないものについては、日本工業規格に定めるところによる。

(削る)

別表第七

第一 フレーム原子吸光法

物を酸化するか、又は残留物を少量のヘキサンで洗
い、洗液を全量フラスコに合わせる際に、金属銅粒
を加え半日程度放置し、硫化物を除去することが望
ましい。

(注二) イオンクロマトグラフの測定用カラムの種類によ
っては、有機溶媒により劣化を起こすことがあるた
め、溶媒除去の操作は必ず行う。

(注三) 溶媒の除去については市販の溶媒除去カートリッ
ジに試料溶液を通し、試験溶液としてもよい。その
場合はあらかじめ溶媒除去カートリッジから塩化物
イオンの溶出がないこと及び塩化物イオン標準液を
通液しても濃度に変化しないことを確認しておくこ
と。

別表第六

別表第七

第一 フレーム原子吸光法

(一) 試薬

イ (略)

ロ ベリリウム標準液

日本工業規格 K01011 (2016) の附属書 I の XIV
に定めるもの

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格 K01011 (2016) の五・五に
定める方法によって前処理する。

ロ〜ニ (略)

(四) (略)

第二 電気加熱原子吸光法

(一) 試薬

イ (略)

ロ 硝酸パラジウム (II) 溶液

日本工業規格 K01011 (2016) の五十四・二に
定めるもの

(一) 試薬

イ (略)

ロ ベリリウム標準液

日本工業規格 K01011 (2008) の附属書 I の XIV
に定めるもの

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格 K01011 (2008) の五・五
に定める方法によって前処理する。

ロ〜ニ (略)

(四) (略)

第二 電気加熱原子吸光法

(一) 試薬

イ (略)

ロ 硝酸パラジウム (II) 溶液

日本工業規格 K01011 (2008) の五十四・二に
定めるもの

(二) 器具及び装置

イ へ (略)

ニ フローガス

日本工業規格 K 1105 (2017) に定めるアルゴン二級

ホ マイクロピペット

日本工業規格 K 0970 (2013) に定めるピストン式ピペット (容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの) 又は自動注入装置

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格 K 0102 (2016) の五・五に定める方法によつて前処理する。

ロ イの操作を行つた検液の一定量 (例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル) をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本工業規格 K 0102 (2016) の五十四・二に定める操作に従つて、乾燥した後、灰化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る (注一) (注二) (注三)。

(二) 器具及び装置

イ へ (略)

ニ フローガス

日本工業規格 K 1105 (2005) に定めるアルゴン二級

ホ マイクロピペット

日本工業規格 K 0970 (1989) に定めるプッシュボタン式液体用微量体積計 (容量五マイクロリットル以上五百マイクロリットル以下のもの) 又は自動注入装置

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格 K 0102 (2008) の五・五に定める方法によつて前処理する。

ロ イの操作を行つた検液の一定量 (例えば十マイクロリットルから五十マイクロリットル) をマイクロピペットで発熱体に注入し、日本工業規格 K 0102 (2008) の五十四・二に定める操作に従つて、乾燥した後、灰化し、次に原子化し、二百三十四・九ナノメートルの波長の指示値を読み取る (注一) (注二) (注三)。

ハ (略)

ニ (略)

(注一)・(注二) (略)

(注三) 必要に応じマトリックスモディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本工業規格K〇一〇二(二〇二六)の五十四・二に定める方法によって行う。

四 (略)

第三 I C P 発光分析法

(一) 試薬

イ (略)

ロ イットリウム溶液 (五十マイクログラム毎ミリリットル)

日本工業規格K〇一〇二(二〇二六)の四十七・三の備考五の六)に定めるもの

(二) (略)

(三) 試験操作

ハ (略)

ニ (略)

(注一)・(注二) (略)

(注三) 必要に応じマトリックスモディファイヤーとして硝酸パラジウムを測定時に添加する。操作は日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十四・二に定める方法によって行う。

四 (略)

第三 I C P 発光分析法

(一) 試薬

イ (略)

ロ イットリウム溶液 (五十マイクログラム毎ミリリットル)

日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の四十七・三の備考五の六)に定めるもの

(二) (略)

(三) 試験操作

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ (略)

ハ ロの溶液を日本工業規格K〇一一六(二〇一四)の四に定める操作に従って、プラズマ中に噴霧し、ベリリウム(三百十三・〇四ナノメートル、二百三十四・九ナノメートル又は三百十三・一一ナノメートル)及びイットリウム(三百七十一・〇三ナノメートル)の発光強度を測定し、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求める(注一)。

ニ・ホ (略)

(注一) (略)

(注二) 塩類濃度が高く内標準法が適用できない場合には、日本工業規格K〇一一六(二〇一四)の四・七・三のb)に定める標準添加法を用いる。ただし、この場合は、検液の種類によらずバックグラウンド補正を行う必要がある。

(四) (略)

第四 I C P質量分析法

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五・五に定める方法によって前処理する。

ロ (略)

ハ ロの溶液を日本工業規格K〇一一六(二〇〇三)の五に定める操作に従って、プラズマ中に噴霧し、ベリリウム(三百十三・〇四ナノメートル、二百三十四・九ナノメートル又は三百十三・一一ナノメートル)及びイットリウム(三百七十一・〇三ナノメートル)の発光強度を測定し、イットリウムに対するベリリウムの発光強度比を求める(注一)。

ニ・ホ (略)

(注一) (略)

(注二) 塩類濃度が高く内標準法が適用できない場合には、日本工業規格K〇一一六(二〇〇三)の五・八・三のb)に定める標準添加法を用いる。ただし、この場合は、検液の種類によらずバックグラウンド補正を行う必要がある。

(四) (略)

第四 I C P質量分析法

別表第九

(略)

別表第八

(略)

備考

(四) (略)

(注一) ・ (注二) (略)

ハ・ニ (略)

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五・五に定める方法によつて前処理する。

ロ イの操作を行つた検液に内標準元素を加え、日本工業規格K〇一〇二(二〇一六)の五十二・五に定める操作に従つて、プラズマ中に噴霧し、内標準元素に対するベリリウムの質量数／電荷の指示値との比を求める(注一)。

(三) 試験操作

ハ・ニ (略)

別表第九

(略)

別表第八

(略)

備考

(四) (略)

(注一) ・ (注二) (略)

ハ・ニ (略)

イ 検液を日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五・五に定める方法によつて前処理する。

ロ イの操作を行つた検液に内標準元素を加え、日本工業規格K〇一〇二(二〇〇八)の五十二・五に定める操作に従つて、プラズマ中に噴霧し、内標準元素に対するベリリウムの質量数／電荷の指示値との比を求める(注一)。

(三) 試験操作

ハ・ニ (略)

(一) (略)

(二) 器具及び装置

イ ホ (略)

ク マイクロシリンジ

別表第三(二)に定めるもの

ト (略)

(三) 試験操作 (注六)

イ 試料の取扱い

別表第三(三)に準じて取り扱う。

ロ 試料の作成

別表第四(三)に準じて取り扱う。

ハ (略)

(四) (略)

備考

(略)

(一) 試薬

(二) 器具及び装置

イ ホ (略)

ク マイクロシリンジ

別表第三(二)に定めるもの

ト (略)

(三) 試験操作 (注六)

イ 試料の取扱い

別表第三(三)に準じて取り扱う。

ロ 試料の作成

別表第三(三)に準じて取り扱う。

ハ (略)

(四) (略)

備考

(略)

